

借換に係る事務取扱要領

この要領は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）第18条に規定する借換に係る事務について、必要な事項を定める。

第1 借換を認める対象者

受付期間中に取扱金融機関に借換融資の申込を行った者のうち、次のすべてに該当する者について借換を認めるものとする。

ア 山梨県商工業振興資金融資制度により信用保証協会保証付き融資（以下、既往融資という）を受け、借入金残高を有していること。

イ 既往融資について、1年以上継続して約定どおりの返済を行っていること。

ウ 適切な事業計画を有し、借換資金の融資を受け返済負担の軽減等を図ることにより、事業の継続及び経営の改善を図ることが可能であると見込まれること。

第2 借換の方法

借換の方法は、原則、既往融資と同じ融資において借換を行うものとする。この際、同一融資であれば、複数の金融機関にある既往融資を一本化して借換を行うことができる。

ただし、事業承継支援融資又は経営再生支援融資により借換を行う場合については、他の融資と統合して一本化することもできるものとする。

また、設備資金と運転資金を一本化する形での借換はできないものとする。

第3 借換の限度額

借換の際には、既往融資の借換以外に、新規融資を含めた借入を認めるものとする。

ただし、新規融資は、借換の対象となる融資の限度額もしくは借換後の月々の返済額が既往融資の月々の返済額を上回らない範囲の金額どちらかの低い方の金額までとする。

第4 申込方法

借換を行おうとする者は、通常の新規融資の申込と同様に山梨県商工業振興資金借入申込書に各融資における必要書類を添付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

第5 添付書類

借入の申し込みの際に添付する書類は、各融資の申込時の添付書類以外に事業計画書及び金融機関同意書を添付するものとする。

第6 貸付後の報告

借受人は、借換の対象とした既往融資の取扱金融機関が、複数ある場合には、「既往融資状況報告書」に取扱金融機関が発行する既往融資にかかる償還が確認できる書類を添付のうえ、貸付を受けた日から15日以内に県（産業振興課）へ報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。